

令和2年度第3回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 会議結果概要

日 時	令和2年 12 月 22 日(火) 18 時 00 分から 19 時 00 分まで
開催場所	鎌倉市福祉センター2階 第1・2会議室
出席者	<p>[推進委員会委員(名簿順)]</p> <p>○12名出席</p> <p>岸川委員(委員長)、太田委員(副委員長)、白田委員、木村委員、國分委員、笠間委員、竹田委員、小澤委員、宇高委員、大津委員、橋本委員、神田委員</p> <p>[鎌倉市障害者福祉計画推進会議 幹事委員]</p> <p>○5名出席</p> <p>[事務局]</p> <p>○5名出席</p> <p>以上、22名出席</p> <p>「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 委員名簿」を参照</p> <p>[傍聴者]</p> <p>なし</p>
配布資料	<p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿</li><li>・令和2年度第3回障害者福祉計画推進委員会会議録論点整理表</li><li>・令和2年度第2回障害者福祉計画推進委員会会議録</li><li>・(資料1-1)第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)</li><li>・(資料1-2)【令和2年度第2回障害者福祉計画推進委員会及び推進会議】第6期鎌倉市障害福祉サービス計画素案についての意見</li><li>・(資料1-3)【片内意見】第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)についての意見</li><li>・(資料1-4)第3章 成果目標6の記載内容について</li><li>・(資料2-1)パブリックコメントの実施について</li></ul>

	(資料2-2)第6期鎌倉市障害者福祉サービス計画策定スケジュール
会議概要	<p>1 第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について</p> <p>事務局より、第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について、資料1-1～1-4に基づき説明。</p> <p>(委員からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(委員)庁内会議の議論がまとめられて出てきたのは初めてで、いいことだと思う。各課の意見も出ているが、これらは基本計画の見直しを念頭に置いて見た方がいいと思う。今やっているのはサービス量の計画であって、意見で出ているものには基本計画の中に位置づけられているものもあるので、3年経ったのだから見直してもいいのではないかなと思う。</li> <li>・(委員)この案の中で、見込量はこうに出しましたというのが今回初めて出た。いいことだと思う。今までは、見込量はどうやって出たのか根拠が一切載っていなかった。近いうちに見直さなければいけないのではないかな。ここで書かれているものを来年度一回見直して、見直した結果、今のままと同じになりました、またはこう変わりましたと書いていただかなければならないので、是非ともやってほしい。庁内でいろんな意見が出ているが、それはその段階で見直すということでもいいと思う。</li> <li>・(委員)来年度の見込量なのだが、コロナの影響下でこの数字をそのまま入れておいていいものか。それともある程度の影響がすでに出てきている数字だと思ってるのか。この見込量はコロナがないときに出しているのか。どこに影響が出ているのか。生活介護にしろ何にしろ、今まで通りの見込量を入れておいて大丈夫なのか。市の方でも見込を立ててもらわないといけない。来年度の報告書で我々に数値が示されるのは再来年である。その時、あれはコロナの影響で…というのでは遅いのである。要望通り施設側で受け入れられているのか。コロナのいろいろな影響があるので、お断りすることもあると思う。そこのところは探っておいてほしい。事業者には年度ごとに実態調査をやっていると思うが、今回はコロナの影響でその通りできるとは限らないので。そこは見直しておいていただかないと、利用したいと言ったけれども利用できませんでしたというような意見が出てくる可能性がある。</li> <li>・(委員)精神障害者の中で、県と市の役割を明確にすべきだという意見が出ているが、国は同じような議論をしていて一向に進んでいない。10年前とほとんど同じ議論を今もしている。国の資料の中に、保健所の役割というものが書いてある。本当にできるのかなと思うことがずらずら書いてある。鎌倉市の保健所も一生懸命やっていたが、実際に書いてある通りにやってくれとなったらギブアップということになると思う。ここでは、県と市の役割分担ではなく、市は最前線に立っているのか、その中から吸い上げたもので、かくかくすべきだと将来的にはまとめた方がいいと思う。県の意向はいつ出てくるかわからない。</li> <li>・(委員)精神障害者への対応云々を議論するのは良いが、まず中心になるところを作らないといけない。精神障害者にも対応するシステムではなく、センターである。介護保険の場合は、センターはいっぱいある。鎌倉だけでも10箇所ある。センターをつくった上で、センターにどういう機能を持たせるか、あるいは、この機能はダメなので他の機能でカバーするかという議論を収斂していかないと、今のままやったら一年経っても同じになってしまう。ただ予算の問題などもあるから大変だとは思いますが、その問題が出来ていないといくらやっても同じことを繰り返すだけで終わってしまう。核になるものをつくらなければ駄目である。ただし、国がどこまで補填してくれるのかということもあり、下手すると大部分を一般財源でやりますよという話になるかもしれないので、そうしたら大変だろう。</li> </ul>

- ・(委員)精神障害者の雇用計画の地域活動促進事業というのがあり、この中で県の役割はこのようなものですと書いてあって、それをやるなら国が金を出しますとなっている。本当に県がやってくれるかどうか。横浜市などの政令指定都市はそのお金を使えるが、鎌倉市は使えない。ここに書いてあることを県が本当にやってくれるのであればそれを前提に考えますよ、ということはあると思う。私の今までの経験からだと書かれた通りになったことはない。実際には(県が)やるかわからなくとも、そういう事は関係なくやってしまった方がいいと思う。視野には入れておくべきだと思う。
- ・(委員)就労を考えると、あらゆるところから就労していいわけである。仕事をするわけであるから、基本的にどこから就労してもいいのである。前から私は二千人雇用という言葉をなくせと言っているのだが、そこで就労全体を見るのだという形にもっていかないとだめだと思う。生活介護をするのは就労支援事業者なのだという言い方をしている。現在ある福祉サービスを受けている人は、就労継続支援を受けられるのである。生活介護の中から就労して、6か月たった後の支援がある。長期で3年間、生活介護の方から就労しても受けられるよという意味である。それをはっきりさせるために国が言っている。二千人雇用では、生活介護から行く人も雇用なのだから視野には入れておかないといけない。その人数は二千人雇用の人数の中に入れていいわけだから。
- ・(委員長)推進会議のまとめは、今までなかったものなので委員会の議論の助けとなった。見込み量については、コロナの影響で、外出の機会が無くなって少なくなったり、利用日数が減ったり等は想定できると思う。読めない部分がある中で、それをどう説明できるかということも重要なのではないかなと思う。ちなみに、見込み量が減ったことによって、議会で予算が変わることはあるのか。
- ・(事務局)予算はサービスの総量で見ているので、この見込み量が即ち直接予算に影響することはない。
- ・(委員長)ただサービス見込み量が読めなかったことによって利用できない状況があるというのは困る状況だと思うので、そのあたりは庁内で検討された方がいいと思う。
- ・(委員)お金がないということ、ほとんど事務的経費なので、それに伴って市は25%を自動的に負担しなければならないのでそこはないと思う。コロナ下で来年度そっくりそのまま受け入れられる体制になっているのかということである。現実には今のコロナの状況で皆いろいろ対応しているわけで、それがひょっとしてずれ込んでしまったときに、今そういう対応をしているわけだから、入りたいと言ったときに、今大変なのですぐ結論が出ませんとか、やっぱり断りますとか、そういうことが起こっているかと聞いているだけである。
- ・(委員長)コロナ下の見込み数値の意見に関するところで、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムについては、センターが必要だということでもよろしいか。システムよりは核となるセンターが必要だということであった。就労についてもご意見をいただいた。あらゆるところから就労のプロセスがあってもよいということで、そこを把握しておく必要があるということでもよろしいか。
- ・(事務局)サービスにおけるコロナの影響であるが、実際にサービス費の請求を上半期で見ましたが、サービスによっては減じているなどというものもあったが、概ねどの事業も皆さん感染予防に努めていただいて、事業を継続していただいているので、そんなに大きな落ち込みはない状況だった。この先、コロナの影響がどう出るかは非常に難しいので、ニーズに対して必要な量として計画では見込んでみたのでご承知おきいただきたい。
- ・(委員長)現場ではもう本当に動いており、コロナであってもなくても支援を必要とする人は変わらない。支援しなければならない状況で動いているので。

- ・(副委員長)施設の状況としては、コロナの状況下で、今現在、利用については戻りつつある。通所・訪問系のサービス、そこが事業所の感染対策とサービスの予算のニーズという所がまだ十分でなくどちらかというと双方に利用されている方に我慢していただいているのが実態である。先ほど請求ベースで実績をみていただいたという話があったが、在宅支援に関しては、国の方でコロナの中、通所ではなく在宅で支援するための、電話や訪問等、通常とは異なる形でサービスを実施した場合も、実績として請求できるという形で今も暫定的に続けてもらっているけれども、その部分を考えると、実際と同じ状況で、通所をして外でサービスを利用するというのは、実態は減少しているのかなと思う。これから報酬の改定も含めて、サービス費がどのように変わっていくかという所については、正直読めない部分があるので、見込み量という所に関しては、ヒアリングなどでは事業所としても協力させていただいて、なるべく実際に沿った形で継続の議論ができればいいと思っている。

## 2 パブリックコメントの実施について

事務局より、パブリックコメントの実施について、資料2-1, 2-2に基づき、説明。

(委員からの意見)

- ・(委員)パブリックコメントは行政機関の場所に置いてあるのだが、もう少し広く置かれてもいいのではないか。例えば福祉施設とか。実際にこれを読んで何かありますかと聞きたいのであれば。実際に施設を利用している人たちの方が入れ込んで読むものだ。一般の人が読んであれこれ意見が出ることはなかなか少ないと思う。だから福祉施設等において実際に利用している方の意見が反映されるような形をとる方がいいと思う。一生懸命作ったのだからコピーをとるなりしてたくさん作らないと意味がない。そうしないと一般市民は理解してくれないのではないか。各施設に(このサービス計画を)置くべきだと思う。施設の利用者等が見るかもしれないし、その時にシビアな意見が出てくるかもしれないのだから。いかがか。
- ・(委員長)閲覧設置場所について、先程社協や福祉事業所というお話もあったが、対応可能かどうかについて。
- ・(事務局)パブリックコメントという制度なのだが、鎌倉市の意見公募手続き条例というものでやり方について規定をされている。8か所設置する設置場所というのも、こちらの条例の中で規定をされている。この条例に則った形で今回は行うとさせていただいている。施設を実際に使っている方々に行き渡ることが大事ではないかというご意見をいただいたので、冊子を準備するのは難しいことはあるが、事業所の皆さんにもこのパブリックコメントを周知するために、メールで改めてこの制度のご案内をし、ホームページでも公開を行うので、そこにアクセスしていただけるような周知というものをやっていきたいと思っている。
- ・(委員長)ホームページには案の段階でのということによろしいか。
- ・(事務局)そうである。資料2-1の裏面の意見用紙になるが、それに関してもホームページからダウンロードできるようにするので、そちらも利用していただければと思う。

## 3 その他

- ・(事務局)先程の答えに少し訂正したい。条例で規定されていると答えたが、正しくはその条例に基づく指針に規定されているということになる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・(事務局)次回、第4回主審委員会は3月の中旬(3月11日が候補)を予定している。計画の確定を議題にする予定である。</li><li>・(委員長)これをもって第3回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会を終わりにする。</li></ul> |
|--|---|

以上